

1. 平成26年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成26年6月11日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第89号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第90号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第92号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程9 議案第93号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程10 議案第94号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（特別教室棟耐震補強改修工事））
- 日程11 議案第95号 工事請負契約の締結について（白鳥小学校校舎棟耐震補強改修工事）
- 日程12 議案第96号 工事請負契約の締結について（和良小学校校舎棟耐震補強改修工事（建築工事））
- 日程13 報告第5号 平成25年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程14 報告第6号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程15 報告第7号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程16 議報告第10号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄

7番	鷺見馨	8番	山田忠平
9番	村瀬弥治郎	10番	古川文雄
11番	清水正照	12番	上田謙市
13番	武藤忠樹	14番	尾村忠雄
15番	渡辺友三	16番	清水敏夫
17番	美谷添生	18番	田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	服部正光	総務部付部長	武藤隆晴
健康福祉部長	羽田野博徳	農林水産部長	三島哲也
商工観光部長	山下正則	商工観光部付部長	水野正文
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	古川甲子夫
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	長岡文男
議会事務局 議会総務課長 補佐	加藤光俊		

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 議員の皆さんには、大変御多用のところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成26年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時32分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には3番 森喜人君、4番 田代はつ江君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾村忠雄君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月4日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月11日から6月30日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月11日から6月30日までの20日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いします。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） ここで日置市長より御挨拶をいただきたいと思っております。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成26年第3回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶と提案説明を申し上げます。

本日、平成26年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいた

だき、まことにありがとうございます。

ただいま永年勤続表彰の伝達が行われましたが、上田謙市議員、古川文雄議員、村瀬弥治郎議員におかれましてはまことにおめでとうございます。お三方には、今後ともますます御活躍くださいますことを祈念申し上げます。

提案説明に入ります前に、若干の報告をさせていただきます。

去る5月25日日曜日に、郡上市合併市制施行10周年記念式典をとり行いました。当日は尾村議長をはじめ、議員各位の御出席を賜りありがとうございます。おかげさまで式典は御来賓をはじめ、多くの市民の皆様と一緒に合併からの10年の歩みを振り返るとともに、次なる挑戦への10年を目指して気持ちを新たにすよい機会となりました。

10周年を記念してつくりました郡上市のマスコットキャラクター「郡上良良」ちゃんも初お目見えをいたしました。今後広く愛されるキャラクターとして市内外の皆様とのコミュニケーションを深め、全国へ郡上市のことを発信していってもらいたいと考えております。

午後からは、市民のひろばが盛況のうちに開催をされ、多くの市民の皆様と一緒に10周年を祝うことができました。時を越え、世代を越え、地域を越えて郡上市の文化を交流し合うすばらしい記念事業だったと市民の皆様にも好評のうちに楽しんでいただけたと考えております。小中学生から大人の皆さんまで、練習をつんで御出演をいただきました皆様に深く感謝を申し上げたいと存じます。

さて、昨日10日には濃飛横断自動車道と和良金山道路の（仮称）和良金山トンネル安全祈願祭が和良方須の工事現場でとり行われました。地域高規格道路としてトンネル全体延長は1,830.1メートルで、そのうち郡上市側から掘り進めます和良工区は1,040.1メートルとなっております。

工期を平成28年3月18日までとし、本格的な掘削工事に取り組まれるものであります。これが、完成すれば既に完成しております金山下呂道路のささゆりトンネルの効果とあわせて、郡上下呂間の所要時間が従来より約25分短縮されます。安全かつ順調に工事が進捗することを念願しております。

次に、いよいよことしも7月12日土曜日には郡上おどりが、7月19日土曜日には白鳥おどりが開幕をいたします。これに先立ちまして、去る6月7日の土曜日には京都岐阜県人会が中心となりまして、第7回郡上おどり i n 京都が京都市役所前の広場で開催をされました。関西地方に在住されております郡上市出身者をはじめ、多くの皆様が一足早く郡上おどりを楽しまれました。今回は郡上おどり保存会ジュニアクラブの皆さんや郡上良良ちゃんの参加もあり、開幕に向けた関西方面におけるすよいPRができたものと喜んでおります。

6月28日土曜日、29日日曜日には第21回郡上おどり i n 青山も計画をされているところであります。

それでは、今議会において御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

まず初めに、条例の改正関係がありますが、全部で5件あります。

まず、議案の第87号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部改正についてであります。自主運行バス小駄良線に印雀と原との間に下原橋という新たなバス停を1カ所設置することに伴い、条例の規定にバス停名及び料金を追加するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第88号は、郡上市税条例等の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率見直しなど所要の規定を整備するため改正しようとするものであります。

議案第89号は、郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部改正についてであります。中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の一部改正に伴い、入居者の資格要件について規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第90号は、郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、引用する法律名を改める等の規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第91号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税課税限度額等を改めるため、所要の改正をしようとするものであります。

以上が条例関係でございます。

続きまして、議案第92号は、平成26年度郡上市一般会計について予算の補正をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、歳出では元気な農業産地構造改革支援事業564万4,000円、地域人づくり事業、これは2つございますが、合わせて1,039万6,000円、商工会活動事業助成、これは事業継承支援に関するものでございますが、280万円、介護老人福祉施設等整備補助金1,050万円、小学校耐震補強事業374万9,000円、現年度補助災害復旧事業、これは林業用施設に関するものでありますけれども、1,454万7,000円の増額等であります。

一方、歳入では、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金、これは国費でございますけれども、4,080万円、地域人づくり事業補助金1,039万4,000円、財政調整基金からの繰入金1,389万4,000円、林道災害復旧事業補助金、これは県を通しての国費補助でございますけれども、727万3,000円、市債750万円の増額。

一方、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金等の老人福祉費補助金、これは県費補助でございますが、こちらのほうを3,030万円の減額をするというようなものが、主な内容でございます。

以上、歳入歳出それぞれ一般会計において7,293万2,000円の追加補正をしようとするものであります。

次に、議案第93号は、平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計について予算の補正をお願いするものであります。

内容といたしましては、過年度分の著作権隣接権料、これは商業用レコードの2次使用料を過去のものについて支払うものでございますけれども、37万8,000円の増額であります。

以上が予算関係でございます。

議案第94号から議案第96号までは、大和中学校建設工事特別教室棟耐震補強改修工事、白鳥小学校校舎棟の耐震補強改修工事及び和良小学校校舎棟耐震補強改修工事の工事請負契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出いたしました議案の概要であります。

このほか、平成25年度郡上市一般会計と平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告があわせて、以上の2件でございます。

それから、専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告が1件でございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上申し上げます、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。平成26年6月11日、郡上市長 日置敏明。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

◎議案第87号から議案第91号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程7、議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてであります。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、ただいま市長も申されたところではありますが、自主運行バス小駄良線に新たなバス停を1カ所設置することに伴い、条例の規定にバス停名及び料金を追加するため、この条例を定め

ようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今般の一部改正の内容が掲げてございます。

もう一枚おめくりいただきますと、新旧対照表もありますが、この相生線料金表の次のところがちょっと表が入りませんので、もう一枚おめくりいただきまして、3ページのほうは現在のものがございます。これを今般の一部改正によりまして、2ページの新のほうに改正をしたいというものでありまして、ちょうどこの真ん中のところに下線部がありますが、下原橋というところでそれぞれ横の項目、縦の項目ということで追加をさせていただきたいということでございます。

小駄良線につきましては、郡上市八幡町小野の郡上高校前の停留所から八幡町河鹿戒仏の停留所まで合計23停留所を持ってきておるところであります。これスクールバスと併用をしております。そこで、乗車する児童がこの下原橋周辺にもあるということで、今般ここに停留所を新たに設置して適正な対応をしたいということで、新たに1カ所設けるものでございます。

停留所名は下原橋でございます。料金につきましては、ここのところで100円という数字が入りますが、全体の料金体系には何ら影響がなく、今まで従前どおりの料金で乗っていただくことができます。なお、これは要綱のほうでの改正ということにはなりますが、この条例と同時に二車線区間におきましては、安全の確保ということをしっかりと行いながら、フリー乗降区間の設置も定めて利用者の利便を図りたいというふうに考えております。

戻りまして、最初にあるますように附則、この条例は平成26年7月1日から施行するというところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について、郡上市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率見直しなど所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

それでは、別に資料が皆さんの手元にあると思いますが、この資料と新旧対照表の1ページから見させていただきたいと思っております。

まず、改正の概要でございますが、ここでは1番目においては、市民税の納税義務者等に関するものでございます。条例の第23号でございます。施行においては平成28年4月1日施行ということでございますが、ここにおいての適用においては平成28年4月1日以降に開始する事業年度からの適用でございます。

ここでは、旧において外国法人というものの定義はございませんでした。そこで、外国法人の恒

久的施設というのは、今回の法人税法第2条の第12号の18に定義されたということで、ここの部分の改正でございます。また、3項においては旧の2項で地方税法の施行令のところで略称のところですが、例とございます。ここの部分が削られましたので、3項でそれを規定して加えたというものでございます。

2番目の法人税割の税率でございます。これは、条例第34条の4でございます。平成26年10月1日の施行ということでございますが、平成26年10月1日以降に開始する事業年度分に適用でございます。ここは、法人税、国税でございます。の地方法人税の創設に対応して法人税割の税率が引き下げられるということでございます。特にここでは地域間の税源の偏在性を是正すると、また財政力の格差の縮小を図るとということで、この地方法人税分を地方交付税原資化とするということでございます。ここでは、2.6%の減ということで9.7になるということでございます。これが、34条の4でございます。

続いて、3でございます。ページ数が新旧対照表の2ページでございます。

法人の市民税の申告納付ということで、条例第48条で平成28年4月1日施行でございます。ここにおいても平成28年の4月1日以降に開始する事業年度分に適用ということでございます。

まず、ここの2項でございます。2項においては何が条文に書いてあるかということ、外国税額の控除規定が書いてございます。それが、今回、新のほうでは新たに内国法人と外国法人という外国の法人税等の定義が規定されたということでございます。その部分が新しい第144条の6第1項でございます。ここにおいて、外国法人の確定申告の規定という形で規定されましたので加えると。

また、144条の8は外国法人の延長の特例という形でございます。ここにおいては第5号でございます。提出期限の延長ということでございますが、ここで144条の8という形で規定が、定義がされたということでございます。

4でございます。法人の市民税に係る納付期限の延長の場合の延滞金でございます。条例第52条でございます。平成28年4月1日施行ということで、3ページでございます。

ここでは、法人税法において外国法人に係る納付制度が規定されてございます。特に、旧条例の内容においては納付期限延滞の場合の延滞金ということでございますが、法人税法に、先ほど言いましたように外国法人の確定申告の規定がされたということでございます。そのための引用条項の追加ということで、同じく144条の6第1項の規定でございます。

続いて、資料の5でございますが、条例第57条でございます。ここは、3ページの57条の部分でございます。ここは固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする固定資産の所有者がすべき申告の部分でございます。特に、子ども・子育て支援法の改正の施行日を施行ということで、施行が予定としては平成27年の4月1日の予定でございます。

ここでは、固定資産税の用途による非課税規定というものが規定されてございます。そこで、新

たに新のほうで7が9になって、第10号の9というふうな形になってございます。ここでは、社会福祉法人等の小規模保育事業と学校法人、または社会福祉法人との認定こども園の関係が追加されたということで、7が9になるということでございます。

6においては、その逆で固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告ということでございます。ここにおいては子ども・子育て支援法の改正の施行ということで、ここも同じく今の10号の7が10号の9、小規模保育事業と認定こども園の関係は非課税扱いになった中で、今後適用を受けなくなった場合においては課するというものでございます。

続いて、7番目でございます。非常に、7番目は市民の皆様に影響を及ぼすものでございます。ここにおいては、軽自動車税の税率ということで条例第82条、平成27年4月1日施行ということで、4ページから8ページまでございます。その中で、この表を見ていただいたほうがわかりますので、表を見ていただきたいと思っております。

特に、27年度以降の年度分の軽自動車税に適用ということで、まず原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率を、次の表のとおりとするということでございます。平成27年度分以降の軽自動車税につき適用すると。これにおいては、原付とまた二輪車、小型特殊においては、現在所有の二輪車においても改正後のものが適用されていくということでございます。

それと、四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率を次の表のとおりとすると。平成27年4月1日以降に新規に取得された新車から適用するということでございます。この四輪と三輪においては、新規に取得された新車という形でございます。既に所有されている軽自動車とか中古車を新たに取得した場合については、現行の税率のまま据え置くということでございます。

続いて、軽自動車税の税率の特例ということで、附則第16条で7ページでございます。平成28年の4月1日施行と。これは重課の関係でございます。特に、平成28年度以降の年度分に適用ということで、グリーン化を進める観点の中で、最初の新規検査から14年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率、重課でございます。を次のとおりとするということで、改正後の標準税率はおおむね20%増とするという形でございます。

この表でございます。今、標準税率でございます。現行がでございます。それで、改正後ということで、改正が約1.5倍から、1.25倍から1.5倍でございます。また、重課税率ということで、三輪においては14年を越えたものについては4,600円、また四輪以上の自家用のところでございます。下から2段目の表でございますが、ここにおいては改正後に1万2,900円、また貨物においては6,000円という。また、営業用においては8,200円、4,500円というような形になるということでございます。

続いて、4ページ目をお願いいたします。8番でございます。ここでは、公益法人等に係る市民税の課税の特例でございます。附則第4条の2、平成27年1月1日施行で6ページでございます。

ここでは、法の改正にあわせた改正ということでございますが、ここでは特に財産の寄附を受けた公益法人等が公益目的に供することを前提に非課税収入を受けた財産について、その承認の取り消しを受けた場合、自損法人に課税する規定でございますが、ここでは、新のほうでは特に租税特別措置法の中の40条第11項と12項に今回、合併等によりその寄附財産を他の公益法人等に移転した場合は非課税特例の継続適用を受けることができる規定を追加したという中で改正でございます。引用条項等の改正でございます。

9でございます。一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例ということで、附則第19条でございます。平成29年1月1日施行ということで、8ページでございます。ここでは、条文においては一般株式等の譲渡所得等についての分離課税の規定でございますが、ここは特例規定の該当条項を明確化したということで、第33条の1項及び第2項というふうに明確化したということでございます。

11でございます。非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例でございます。附則第19条の3でございます。平成27年の1月1日施行で9ページでございます。ここは、条文の中で非課税口座内の小額上場株式等の譲渡所得等を非課税扱いとする規定の部分でございます。ここに、非課税口座内の上場株式等の払い出しについて譲与または相続もしくは遺贈により該当株式を取得したものについて非課税口座で受け入れを可能とする規定が追加されたということでございます。そこにおいてのものでございますが、この下の線が引いてございます。同項第2号というものでございます。

続いて、12でございます。ここにおいては附則第22条、第22条の2、第23条の削除ということでございます。ここは、10ページから15ページでございます。ここは東日本大震災の関係のもので、ここにおいて地方税法に同様の規定が存在するために削除ということでございます。

また、13番においては個人の市民税の税率の特例等がございます。附則の第24条でございます。平成27年1月1日施行でございます。15ページです。これは、12番の削除のために第24条が22条に繰り上げるものでございます。

続いて、第2条の改正でございます。16ページから17ページでございます。ここは郡上市市税の条例の一部を改正する条例の一部の改正でございます。ここでは、附則第21条の2の改正でございますが、ここは引用する地方税法の改正に伴う条ずれの措置でございますが、法則の第41条の4項が削除されたために41条の9項が8項になるということでございます。

続いて、改正附則の第1条でございます。附則第20条の4、5項第3号の改正について施行期日の改正でございますが、ここはこの下のラインの部分でございます。ここにおいて、旧のほうにおいては29年の1月1日の施行ということでございましたが、附則第20条4の第5項第3号の改正規定中に係るの下に、利子所得の金額または、を加える部分を除くでございます。この部分が28年の

1月1日施行という形になるということでございます。

その次が、改正附則の第2条で条文中の地方税法の法律番号を挿入ということでございます。新の場合、新たにここに昭和25年法律第226号というふうに明確化をしたという法律番号を加えたということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第89号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の一部改正に伴い、入居者の資格要件について所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表の1ページをおめくりいただきたいと思ます。

アンダーラインの部分でございますけれども、郡上市市営住宅管理条例の第4条の3の4号の改正でございますけれども、引用する法律名が改正されたことに伴い、第4号で引用している法律名を改めるものでございます。あわせて、改正前は支援支給の条項を規定しておりましたものを、条項を限定せずに法律による支援給付と改めたところでございます。

次に、第5号の改正でございますけれども、配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者に、法律第28条の2に規定する関係にあるものからの暴力を受けたものを加える改正となっております。同様に、ア、イにつきましても対象となる規定に当該法律の第28条の2に規定による準要する場合を含むことを加える改正となっております。

3ページ、4ページにつきましては、郡上市市営住宅管理条例の改正でございますけれども、市営住宅の場合は第3条の3の第4及び5号となっておりますが、改正箇所につきましては市営住宅と全く同様の内容となっておりますので、よろしくお願いたします。

附則につきましては、条例は公布の日から施行しますが、第4号の改正規定につきましては、中国残留法人等支援法の一部改正の施行日にあわせまして、平成26年10月1日から施行するものとしておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案の第90号でございます。郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴いまして、引用する法律名を改める等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案、おめくりをいただきまして、新旧対照表の1ページをお願いをします。

条例の第2条でございますけれども、福祉医療費助成の対処者の定義を規定をしています。同情第2条の重度心身障がい者の所得制限の規定に係る災害時における市長が認めるものの表記でございますけれども、国の指示に基づきまして適正化を図るために、「やむを得ない事由」を「やむを得ない事情」に改めるものでございます。

2ページをお願いをいたします。

第3号の母子家庭等の母及び児童の定義に引用する法律名称の改正に伴いまして、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものでございます。また、同号イの所得制限の規定に係る災害時における市長が認めるものの表記でございますが、児童心身障がい者と同様に「やむを得ない事由」を「やむを得ない事情」に改めるものでございます。

第4号の父子家庭等の父及び児童の定義でございますが、母子及び寡婦福祉法及び同法施行令に規定をしております女子を男子に、母を父に読みかえておりましたけれども、法律の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されることに伴いまして、同法第6条第2項に規定をする配偶者のない男子に改めるものでございます。また、同号イの所得制限の規定に係る災害時における市長が認めるものの表記を、前号と同様に改めるものでございます。この条例でございますけれども、法律改正の施行期日でございます平成26年10月1日としてございます。よろしくをお願いをいたします。

続いて、議案第91号でございます。郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税課税限度額の改正等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案の次に添付をいたしました資料に基づきまして、改正の内容について御説明を申し上げたいと思います。

改正理由でございますけれども、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に交付されたことによるものでございます。

主たる改正に内容は、2点ございます。

1つ目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。後期高齢者支援金等の課税額に係る課税限度額を「14万円」から「16万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「12万

円」から「14万円」のそれぞれ2万円の引き上げを行うものでございます。

2つ目は、国民健康保険税の5割及び2割軽減世帯に対する均等割額、平等割額、軽減の基準となる所得が改められたものでございます。5割軽減の対象となります所得の算定における国保加入者いわゆる被保険者でございますけれども、これまで世帯主を除くことになっておりましたが、改正後におきましては世帯主を含めること、それから2割軽減の対象となる所得の算定において、国保加入者、被保険者数でございますが、このものに乗すべき金額を「35万円」から「45万円」に引き上げるための改正でございます。

議案に戻っていただきまして、新旧対照表の2ページをお願いをしたいと思います。

条例の第2条でございますが、課税額を規定をしておりますが、同条第3項におきまして後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「14万円」から「16万円」に改め、同条第4項におきまして、介護納付金課税額の課税限度額を「12万円」から「14万円」に改めるものでございます。

18条の改正につきましては、引用している地方税法施行規則の条ずれに伴います改正でございます。

第23条でございますが、国民健康保険税の減額を規定をしておりますが、第2条と同様に後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げるための改正でございますし、同条第2号の5割軽減の規定におきまして、「世帯主のとなる当該納税義務者を除く」の表記を削ること。同条第3号の2割軽減の規定におきましては、被保険者1人当たりに乗すべき金額を「35万円」から「45万円」に改めるものでございます。この条例でございますけれども、交付の日から施行し、平成26年4月1日から適用、改正後の条例の規定でございますが、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用をすることとしてございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第92号から議案第93号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程8、議案第92号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてと、日程第9、議案第93号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第92号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月11

日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いいたします。

平成26年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,293万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274億4,049万6,000円とする。2は省略します。地方債の補正第2条、地方債の追加、変更は第2表地方債補正による。

5 ページをお願いしたいと思います。

第2表でございます。地方債の補正でございます。まず、1として追加でございます。圃場再現復旧事業ということで、650万円の追加でございます。これは林道災でございますが、平成26年の3月30日の豪雨災でございます。大和の毘沙門天路線でございます。2の変更でございます。ここでは、起債の合併特例債でございますが、11億4,790万円でございます。補正後の数字でございます。170万円の増ということでございますが、これは牛道小学校屋内運動場耐震補強の実施設計に伴うものでございます。過疎対策事業でございます。4億6,240万円ということで、70万円の減でございますが、これは明宝温泉の湯星館の木質バイオ施設のまきストーブの関係でございます。合計において28億9,930万円ということでございます。

続きまして、議案第93号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いいたします。

平成26年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,007万8,000円とする。

詳細につきましては、事業概要説明一覧表がございます。こちらのほうに詳細が記載されておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました議案第92号と議案第93号の2議案については、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑については予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略します。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第92号と議案第93号の2議案については、会議規則第46条第1項の規定により、6月13日午後4時までに審査を終るよう期限をつけたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号と議案第93号の2議案については、6月13日午後4時までには審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。開会は10時40分。

(午前10時28分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎議案第94号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程10、議案第94号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（特別教室棟耐震補強改修工事））を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第94号 工事請負契約の締結について（大和中学校建設工事（特別教室棟耐震補強改修工事））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、大和中学校建設工事（特別教室棟耐震補強改修工事）。契約の方法、一般競争入札による。契約金額2億1,600万円、契約の相手方、郡上市大和町剣1760番地、株式会社ヤマシタ工務店、工事の場所、郡上市大和町剣100番地、工事の内容、改修工事一式でございます。

それでは、工事の概要を説明させていただきたいと思います。

1枚おめくりをいただきますと、資料がございます。概要書が書いてございます。工事名、工事場所は同じでございますので、省略をさせていただきます。

工期、本契約締結の日より平成27年2月27日、請負金額、請負者は同じでございます。

7番、工事の内容でございますが、3つに分かれておりますが、特別教室棟鉄筋コンクリート造の3階建て、それから階段室棟、特別教室棟に附属をいたしまして建設をするものでございますが、鉄骨造3階建て、それから渡り廊下、新校舎とこの特別教室棟を結びます渡り廊下というふうになります。

特別教室棟でございますが、内容といたしまして、耐震補強工事、鋼板内蔵型RCブレース9カ所を設置いたします。それから、荷重軽減といたしまして、また屋上防水を施す関係で屋上のコンクリートを一部撤去をいたしまして、荷重の軽減を図るという方式をとりたいと思います。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この契約の方法は一般競争入札ということで、2億1,600万円の契約金額ですが、かなり額も高いということで、この入札についてはどういう入札についての工夫と申しますか、入札方法の改善という意味で行われたかどうかお聞きしたいと思いますし、これ落札率が99.4%になっております。あとに5社が入札していますけども、これは全て落札したとすると100%を超える数字になっているんですね。こういうような入札、大分前からお聞きすると既に設計単価というものは決まっておりますので、ほぼ正確ですということをお聞きしておるんです。そういう場合にこういう単価、設計価格を、入札価格を出すということは、なんか僕らとしては普通に納得ができないということがありますので、そういった点について副市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） まず、一般競争入札でございますので、市内業者で点数を定めまして、何点以上かつこの設計金額のほぼ50%ぐらいを実績として持つておる業者という形で執行をいたしました。

ですから、ここに上げてあります業者以上の業者があると思っておりますけれども、一般競争入札ですから資格要件というのが調査で出てきますので、それに応じられたのはこれだけの業者があったということが1点と、これ非常に建物につきましては昨年度の後半から不落がずっと続いておるような県下の状況、あるいは全国的な状況があったわけでございます、要は鉄鋼資材あるいは資材関係の高騰をどうみるかという部分、それからその形において工期内に完成させれるかといったようなこと等々を勘案された結果、いわゆる我々としても非常に慎重に発注する前の段階においては単価の精査はしたつもりでございますけれども、当然業者さん方はこういった建物についてはもちろん金額的なものはずっと出てくるんでしょうけれども、実際的にいいますと業者さんの力関係によりましてはある程度資材がスムーズに入って、なおかつ安く入るといようないろんな特色がございますので、そういったことから考えますと、この落札率で落ちたというのは次の業者、差もありますので、設計としては非常に厳しい部分があったんかなということは思いますが、業者が1社受けられたといったことについては非常にありがたかったなということを思っております。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 最近なかなかこういう一般的な工事の落札が困難になっていると。その理由として今言われたような資材等の高騰もあるし、それから働く人の賃金の問題もあるというようなことを感じておるんですが、とりあえず賃金についても一定の契約の賃金を保障していくということが非常に大事なことでありますので、そういった点についても、恐らくそういうものの資料も出ておるんじゃないかと思っておりますので、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 当然にこれ、人件費の部分、手間賃等々もございしますが、要は今ほどおっしゃいましたように非常に労務者といいますか、専門の技術者というはだんだんいなくなっておるといったような実態もございします。そうしたために労務単価も上がっております。この辺も勘案した上の設計を我々としてもいたしておりますので、この金額で落札されたというのはいわゆる自分のところの技術者がいるというような形の中で、その単価で適正に行われるものというふうに思っております。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第94号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この契約に関しましては、1つは落札率が非常に高いということです。今の副市長の説明でぎりぎりのところここに出されたんやという、こちら側の判断もありますけれども、一般的には非常に高い落札率であるということ、これについては業者の努力ももちろん必要でありますけれども、こちらの設定した価格にも問題があるんかもしれない等々、感じながら今ちょっと聞いておるんですけれども、少なくとも正当な競争が行われて、そしてそれで十分仕事として成り立っていくようにしていく、それが大事ではないかというように私思いますので、もう少し落札率のもうちょっと競争が行われるような設定をすべきであるということ指摘しまして、この契約案件に関しましては反対を申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 原案に賛成の諸君の討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) ただいま提案をされております大和中学校の特別教室棟耐震補強改修工事の請負契約につきましては、市の入札制度にのっとって適正に実施された結果が本日こうして示されておるといふふうに確信をいたしております。

また、こうした提案のたびに入札率の高さが批判になるわけでありませうけれども、ただいま副市長から説明のあったように、市としては積算された設計価格にある特殊と申しますか、ある基数を掛けて、これなら発注に応じていいというような価格に対する入札率ですので、これだけを取り上げて高い、低いということは私は論じれないというように思っております。

そうした考えから、提案されておりますこの建設工事の契約については、賛成の立場をとるものであります。同僚議員の賛成を求めながら討論といたします。

○議長(尾村忠雄君) ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論を終結し、採決いたします。

議案第94号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾村忠雄君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議案第95号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程11、議案第95号 工事請負契約の締結について(白鳥小学校校舎棟耐震補強改修工事)を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 議案第95号 工事請負契約の締結について(白鳥小学校校舎棟耐震補強改修工事)。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、白鳥小学校校舎棟耐震補強改修工事、契約の方法、一般競争入札による。契約金額 2億1,600万円、契約の相手方、郡上市白鳥町中西819番地1、澤崎建設株式会社、工事の場所、郡上市白鳥町白鳥10番地2、工事の概要、改修工事一式でございます。

それでは、工事概要の詳細を説明させていただきます。

1枚おめくりをいただきますと、工事概要書がございます。同じく工事名、工事場所等は省略させていただきます。

工期、本契約締結の日より平成27年1月6日、請負金額、請負者同じくでございます。

工事内容、耐震補強改修工事、①棟とございますが、これは番号ということで、棟を識別いたします番号ということで御了解いただきたいと思いますが、①棟でございます。鉄筋コンクリート造の3階建て、鋼板内蔵型RCブレース設置9カ所、RC壁増設、RC柱増設、基礎増設、耐震スリット設置52カ所。

それから⑥棟でございます。鉄筋コンクリート増3階建て、鋼板内蔵型RCブレース設置1カ所、RC壁増設2カ所、RC壁補強2カ所、RC支柱増設1カ所、基礎増設1カ所、耐震スリット設置28カ所、荷重軽減、玄関ポーチのひさしカット1カ所でございます。

これに附属をいたしまして、電気設備工事、機械設備工事が入っております。

なお、こちらの今RCブレースの設置箇所、9カ所、①棟で9カ所、⑥棟で1カ所というふうに申し上げましたが、前の大和中、それから後ほどまた議案で説明させていただきます和良小学校でございますが、柱と隣の柱との間を1カ所というふうにカウントいたしますと、ここ9カ所してございますが、これが掛ける2になりまして18カ所、下の⑥棟につきましても1カ所としてございますが、柱と隣の柱の間を1カ所というふうにカウントいたしますと2カ所ということで、これは数の間違いではございませんが、耐震補強のほうの評定、それから補強計画時の箇所数をそのままこちらのほうに載せておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の、ページに配置図がございます。斜線が入りました部分でございますが、真ん中から向かいまして左側が校舎棟の①棟でございます。真ん中あたりから少し出っ張っております部分のところが⑥棟と、それからその一番右端に校舎棟⑦棟というのを記載をしておりますが、⑦棟につきましては耐震診断の結果、強度的に問題がないということで、補強は行いませんが、一次的に⑦棟のほうへ工事期間中でございますが、放課後児童クラブ棟の代替の教室として会議室を若干教室のように、教壇あるいはホワイトボードを設置するというものを設けますので、こちらの部分も斜線を入れさせていただきましたが、耐震には関係がございません。

それから、次のページでございますが、北立面図これが①棟の北立面図でございます。今申し上げましたとおり、逆V字型に黒の筋交いが入っておりますが、この柱とそれから隣の柱の間、斜めに1本入っておるという数え方をしますと、これで1本。ですから、この一くくりで2カ所というようなカウントをいたしますので、先ほどのような説明をさせていただきました。

それから、次のページが、今度は①棟のほうの南の立面図になります。ちょっと説明がおくれましたが、上のほうが改修後、下のほうが改修前ということでごらんいただきたいと思ひます。①棟

につきましては、南側のほうにもいわゆる4カ所でございますが、RCブレースを設置するという
ことでございます。

それから、次のページが⑥棟の改修前、改修後のほうを左側に南立面図、右側に北立面図を上げ
てございます。⑥棟につきましては、2カ所でございますが、入れさせていただくということでご
ざいます。

なお、先ほどの玄関のポーチのひさしを短くすることによって荷重軽減を行うということでご
ざいましたが、この南立面図の建物、右端についております1階の部分にございますこの部分のひさ
しをとるというものでございます。

それから、耐震スリット工事というものを説明をさせていただきましたが、これは壁と柱ですが、
今はもう完全にひっついておりますが、そこに例えば30センチ程度の切れ目を入れて、壁と柱をや
や離すことによりまして、柱の部分が揺れに対する柱の部分の強度が増すということがございま
す。切れ目を入れますので、逆に弱くなるような感じがいたしますが、揺れに対します柱が壁と別
に動けることで、この揺れを吸収するというような、それで強度的に持たすということがございま
すので、耐震スリットというものを入れさせていただくというものでございます。

それから、次のページに入札結果がついてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） まず、耐震補強のRCブレースというものですか、これは今この図でいうと、
さっきはM字やったけどこれはVのになっておるという話でしたが、この一組を2つの個数で数え
るということは、1つが耐震の効力が十分あるということですね。1つは1つの箇所ですね。2つ分
は2つ分ということになるというふうに思うんですが、僕は先ほどのやつではこれだけ1組がそ
ういう補強の材料やと思ったんやね、さっきのはね。M字型のやつは。その辺の仕組みはよくわか
らなかったものですから、ちょっとお聞きしますが、結局柱を含めてこうしないとどうも十分な補強
にならんやないかしらと思ったんで、その説明と。

それから、こういうことでこの補強をすることによって、耐震補強の強度はどういうように変わ
るかというようなことが、試算されておるなら知りたいというふうに思います。

もう一つスリットというのを僕も、全然今の説明でよくわからんのですが、結局柱と柱の間に壁
のようにずっとついておるものをスリットとって、壁にひっついておる部分を離すことによって、
柱の強度が強くなると。そのスリットというのとは一体どういうものか、これで見ると窓の下のと
ころにずっとついておるようですが、材料とかそういうようなことについて、ちょっと説明をお願
ひします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、今の説明をいたしますと、この白鳥中学校でございますが、この1階部分でございますが、逆Vで下のところが黒く塗ってございませんでちょっと弱いように見えますけども、こちらは実は地中に隠れておりまして、これはこの周り逆Vの周りは全て四角になっております。ですから、筋交いが2カ所入っておる。先ほどの大和中学校につきましては、この柱と隣の柱の間にM字型で、要するに筋交いが2本入っておると。これは筋交いが1本入っておるといふふうに御理解をいただきたいと思っております。

なお、この特徴でございますが、もちろん先ほどの大和中学校のように、筋交いを隣の柱との間に2本入れましたほうが強度的には持ちますので、なおその工法につきましては、その工面と申しますか、取り付けの位置が余りたくさん取れないような場合には、取りつけ箇所を少なくして1カ所を強くするというのもございまして。

また、今回のように割合自由にと申しますか、取れるような場合には今白鳥中学校で説明をさせていただきましてこのような方法もあるということでございます。なお、これは強度的には今申し上げましたとおり、もちろん2本のほうが高くはなりますけども、1本でもこれは支障はございません。

それから、今御質問のございましたこれによりまして白鳥小学校でございますが、①棟でございます耐震補強前がI s 値が0.42と。郡上市の場合にはこれを0.83以上にするということをやっております。①棟の場合は0.42が0.89に上がるということでございます。それから、⑥棟のほうでございますが、こちらは0.59でございますが、これが0.85に上がるということでございます。どちらも0.83という市の基準でございますが、こちらをクリアをするということでございます。

それから、御質問のございましたこのスリットですが、幅が5センチで長さが30センチですね。現在、柱と壁がこのようにぺたっとひっついております。そうしますと、この柱が、こちらの柱が揺れを吸収できるのはこの壁から上という長さで、これがやはり長いほど揺れは吸収ができるということです。ですから壁から、壁に切り込みを入れて柱と離すことによりまして、その分柱が長くなりまして、揺れが吸収ができて耐震性が上がるということでございます。

ただし、このI s 値と申しますのは、物すごいしなるようなものだけでよいかといいますと、その材料そのものの強さと申しますか、今言いましたものがございまして、そのものの強さというものも必要になりますので、ここは設計上で今のところは幅が5センチ、縦に30センチほどのスリットを入れることによりまして、柱の耐震性を上げるという工法をとるということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 実際、見てみなわからんような気がするんですが、5センチの30センチのも

のがずっと並んでおるわけですか、横へずっと。この図でいうと。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 白鳥小学校の今この図面で、耐震補強のブレースが黒色で書いてございます。このすぐ横のところに三角の黒い矢印が、ちょっと小さくて申しわけございませんが、三角の黒い矢印が筋交いのないところにもございます。ここに、このちょうどこの柱とそれから下の壁、柱と下の壁のところに30センチほどの切り込みを入れるという工法でございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これも先ほどと同じように落札率も高いですし、市としてもこれまでも入札制度の改革ということで努力してみえるというように思ったんですが、先ほどの説明では市内だけの指定というか、資格のある業者に発注したというような、入札をお願いしたというようなことでしたが、その辺については前にはいろいろ工夫もしてきておるんだがって話やったもので、それなりのあれがあるのかなと思ったけども、今回は丸っきり市内の業者にお願いをして、そして入札してもらったというだけのような気がしますので、その辺の市としての入札が適正化されるように、どういう努力をされたかということについては、先ほどちょっと伺えなんだもので、もしあったんなら聞きたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 要は、適正な競争がなされているか、なされていないかということは、我々としては業者数に応じて、それなりの競争力が発揮されるということを思っております。

幸いなことに、郡上市内においては点数が高くて、なおかつ実績を持っておる業者数が今見ていただいたように、辞退者も含めてですけども、あるということも考えておりますし、先ほどのお話の中にもございましたが、本当に適正な競争をされているかという議論になりますと、これ以外にも多くの今回は建築工事を発注いたしております。そうしますと、おのずとその能力関係、向かっていけるかいけないかということもあろうかと思っておりますし、資材あるいは先ほど言いましたように人がそろるかというようなことから考えますと、ややもすると参加されても高い単価が出てくるということは、これはあり得ることだろうと思っております。

ただ、じゃあ適正にこれを見ていただいておりますように、1番と2番の差額の500万円から700万円ぐらいのような差が出ておるということは、とられる方はそれなりの努力をされた上での判断でやられたということを思って、私は適正にこういった工事については常に指名委員会等々で検討いたしておりますけれども、適正に競争されておるといふぐあいに考えておりますし、市内業者がある以上は市内業者で対応していきたいということを思っております。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第94号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この工事請負契約について反対の討論を行います。

理由は、1つは落札率が非常に高いということが1点。もう一つは、市としてもこういう競争入札についての工夫ができないのかと、もっと工夫ができないのかということで、してほしいという意味を含めまして、この契約案件については反対を申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 原案に賛成の諸君の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 原案に賛成の立場で討論させていただきます。

こういった学校の耐震補強工事といったものは、本当に時間を争うものであります。こういったものが不落になってしまっておくれるということは、非常に困ったことになるなと思っていますし、この落札率の話ですけれども、私はいつもこういった形で落札率を見るときに、一番高いところに入札した金額から落札した価格を判断しますと、この落札率は一番高いところに入札された金額の90%になります。

ということは、大体そういった価格で90%くらいで落札されたんだなと思いがしておりますので、この落札率も適当なものだと判断しております。いずれにいたしましても、こういった学校の校舎の耐震補強工事がおくれることなくできることが一番でありますので、そういった意味でも今回のことはこの原案に賛成させていただく立場でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論を終結し、採決いたします。

議案第95号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第96号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程12、議案第96号 工事請負契約の締結について（和良小学校校舎棟耐震補強改修工事（建築工事））を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第96号 工事請負契約の締結について（和良小学校校舎棟耐震補強改修工事（建築工事））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、和良小学校校舎棟耐震補強改修工事（建築工事）、契約の方法、一般競争入札による。契約金額1億7,280万円、契約の相手方、郡上市八幡町旭1035番地、株式会社高垣組、工事の場所、郡上市和良町沢728番地、工事の概要、改修工事一式でございます。

それでは、工事概要について詳細を説明させていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、工事概要書でございます。工事名、工事場所は同じくでございます。

工期、本契約、締結の日より平成27年3月16日、請負金額、請負者、同じくでございます。

工事内容でございます。

耐震補強改修工事、校舎棟、鉄筋コンクリート造3階建て、鋼板内蔵型RCブレース設置22カ所、耐震スリット設置、15カ所、屋根バルコニー、一部改修、こちらも軽減荷重のためにバルコニーのひさし等の一部をはつりまして荷重軽減を図るというものでございます。それから、機械設備工事一式、校舎アスベスト除去復旧工事、東階段室、西階段室、理科準備室でございます。

次をおめくりいただきますと、配置図がございます。斜線部分で示しておりますところが今回の校舎棟耐震補強の場所になります。その次のページに同じくブレースの設置箇所でございますが、つけさせていただきます。これは、南側立面図でございます。

それから、次のページに今度は北側の立面図でございますが、RCブレースのほうを書かせていただきました。

なお、この工事に伴いまして、電気設備工事は別発注になっております。6月の5日に入札が行

われまして、落札されまして、現在契約の途中でということでございます。なお、先ほどの耐震スリットにつきましては、先ほどと同じ構造のものでございます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 強度についてどのように改善されるのか、説明をお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 和良小学校につきましては、この改修前でございますが、I s値でございます0.43が補強後には0.885となる予定でございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑は。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） 一番最初に質問すればよかったんですけども、アスベストの除去復旧工事というのがあって思い出したんですけども、この春にアメリカで建築材について大変な問題になったことがあったんですね。それは何かというと、プラスターボードとかという、そのドライウォールがかなり健康に被害があるということで、頭痛とか、呼吸障がいとかそういうものがあるという、その原因は何かというと、中国のある特定の材料やったと思うんですけども、この件に関しては一番最初の大和中のときから質問すればよかったとおっしゃるんですけど、それに関してはどういう考えを持っておられるか、配慮してあるのかということと、それからもう一つは工期ですが、この3件に関して和良の部分が3月の16日ということで、一番遅いんですけども、これは何か特定な理由があるんでしょうか、お伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） まず、1つ目のアスベストの件でございますが、こちらのほうは今回この耐震補強工事にあわせて除去をさせていただくと。もちろん、このアスベストのほうの測定でございますが、これは定期的に行っておりまして、その人体に被害がないということでございますが、この改修工事で正式と申しますか、完全に除去をするという内容でございます。

それから、この工期でございますが、やはりRCブレースのほうの設置箇所が22カ所というようなことで、非常に多いというようなこともございまして、こういう工期のほうを設定をさせていただいたということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） 工期のことはわかったんですけど、僕の説明の仕方が悪かったですけども、アスベストじゃなしに、要はこの工事に使われる材料の建材の中に石膏ボード、プラスターとかそういうものに関しての建材が、健康に被害があるような話があったものですから、それに関しては何か配慮があるかということをお聞きしたところです。石膏ボードを主に。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 石膏ボード等の使用があるかどうかということにつきましては、ちょっと手元に資料がございませんのであれですけども、もしそういうような有害な物質が含まれておるといような材料が使われるという情報がありました場合には、それについては早急に対応させていただいて、別材料を取りそろえるといような対応はさせていただくということでございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第96号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この和良小学校の耐震補強工事につきましても、落札率も非常に99.3でしたか、高いということと、このこうした工事、ここに入札した業者は郡上では一流の企業でありますし、そういうところがそろって1社のみが落札といようなこういう形になっていることについては、何かどうなのかということで、指導とか、あるいは入札方法の工夫がいるんじゃないかというのを本当に思いますので、そういった意味でこの入札についての問題点を指摘し反対いたします。

○議長（尾村忠雄君） 原案に賛成の諸君の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論を終結し、採決いたします。

議案第96号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第5号から報告第6号までについて（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程13、報告第5号 平成25年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと、日程14、報告第6号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2件を一括議題とします。

順次報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第5号 平成25年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度郡上市一般会計の繰り越しを行ったので、次のとおり報告する。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、おめくりいただきまして、繰り越しの関係でございます。

まず、金額においては翌年度への繰越額というところを読まさせていただきます。

民生費で、障害者福祉事務経費でございます。システム改修で9万8,000円でございます。

子ども・子育て支援システム構築事業ということで、426万3,000円でございます。

また、農林水産業費、林業林産振興特別対策事業、これ中国木材の関係でございます。2億4,343万7,000円でございます。道整備交付金事業で、2路線分で7,105万5,000円でございます。

土木費でございます。合併特例道路整備事業でございます。1路線でございます。2,840万円でございます。過疎対策道路整備事業、3路線でございます。1,903万円でございます。辺地対策道路整備事業においてはございません。社会資本整備総合交付金事業でございます。5路線分で2億4,158万9,000円でございます。道整備交付金事業でございます。1路線で1,300万1,000円でございます。

教育費でございます。中学校校舎等整備事業でございます。大和中学の関係でございますが、4億5,298万5,000円でございます。体育施設整備事業でございます。発注のグラウンド照明でございますが、2,157万5,000円でございます。

合計で10億9,543万3,000円の繰り越しでございます。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 報告第6号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計の繰り越しを行ったので、次のとおり報告する。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、繰越明許費の表でございます。

資本的支出の建設改良費でございます。事業名が高鷲北部統合簡易水道事業と高鷲南部統合簡易水道事業でございます。内容といたしましては、北部におきましては浄水場の取水工事といたしまして4,342万4,000円、南部におきましては浄水場の造成工事、それから取水工事といたしまして6,834万円の、合計1億1,176万4,000円の翌年度繰り越しでございます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号と報告第6号の報告を終わります。

◎報告第7号について（報告・質疑）

○議長（尾村忠雄君） 日程15、報告第7号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第7号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成26年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第2号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1、損害賠償による和解の内容でございます。平成26年3月6日、午後1時40分ごろ、郡上市美並町白山地内郡南中学校裏職員駐車場において、学校倉庫の屋根にある旧ボイラー煙突の穴をふさいでいるふたが、強風により飛び、駐車中の車両に当たり車両屋根に損傷を与えた。市は示談により損害賠償する。

2、損害賠償の相手方において記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額が28万4,613円でございます。

これにおきましては、事故があり、すぐボルト固定をしたということでございます。

専決第3号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年5月23日でございます。

1、損害賠償に和解の内容、平成26年2月14日、午前9時30分ごろ、郡上市明宝畑佐地内小川峠、主要中央道の金山明宝線において、公用車が右前方からスリップしてきた相手車両と接触した。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、5万1,768円でございます。大変申しわけございません。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 専決第2号についてお伺いします。

この郡南中学校裏職員駐車場においてとありますので、この損害賠償の相手というのは職員の方と心得てよろしいものでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） そうです。郡南中学校の教職員でございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号の報告を終わります。

◎議報告第10号について

○議長（尾村忠雄君） 日程16、議報告第10号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時35分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江